水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例(案)

水戸市特別養護老人ホーム基準条例(令和2年水戸市条例第12号)の一部を次のように 改正する。

目次中「第34条の2」を「第34条の3」に改める。

第25条中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは,前項の医師及び協力医療機関の協力を得て,1年に1回以上, 緊急時等における対応方法の見直しを行い,必要に応じて緊急時等における対応方法の 変更を行わなければならない。

第26条第2項中「第34条の2」を「第34条の3」に改める。

第30条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を,常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制 を, 常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力 医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の 入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第30条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは,感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で,新興感染症(同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症,同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議

を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当 該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人 ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第2章中第34条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第34条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第43条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第45条中「第34条の2」を「第34条の3」に改める。

第 51 条中「, 第 34 条及び第 34 条の 2」を「及び第 34 条から第 34 条の 3 まで」に改める。

第55条中「, 第34条の2」を「から第34条の3まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間,改 正後の第30条第1項(改正後の第45条,第51条及び第55条において準用する場合を 含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定める よう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間,改正後の第34条の3(改正後の第45条,第51条及び第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,改正後の第34条の3中「開催しなければ」とあるのは,「開催するよう努めなければ」とする。